

平成 29 年度厚生労働省委託事業

「家内労働者安全衛生確保事業」

危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した対応の好事例に関する調査

報 告 書

平成 30 年 3 月

株式会社 中 外

目 次

I	調査概要	1
1.	調査目的	2
2.	調査対象	2
3.	調査方法	2
4.	調査地域	2
5.	調査実施期間	2
6.	調査実施機関	2
7.	平成 29 年度調査結果における、災害防止対応の好事例	3
II	「危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した対応の好事例に関する調査」 (個別報告書)	9
1.	繊維工業	11
	委託者 1 (京都府)	12
	委託者 2 (京都府)	16
2.	印刷・同関連業及び出版物	21
	委託者 1 (東京都)	22
3.	ゴム製品製造業	25
	委託者 1 (神奈川県)	26
	委託者 2 (兵庫県)	30
4.	皮革製品製造業	35
	委託者 1 (東京都)	36
	委託者 2 (東京都)	39
5.	金属製品製造業	43
	委託者 1 (新潟県)	44
	委託者 2 (新潟県)	47
6.	電子部品・デバイス製造業	51
	委託者 1 (愛知県)	52
	委託者 2 (奈良県)	56
7.	電気機械器具製造業	59
	委託者 1 (東京都)	60
	委託者 2 (神奈川県)	64
8.	機械器具等製造業	67
	委託者 1 (神奈川県)	68
	委託者 2 (東京都)	72
9.	窯業・土石製品製造業	75
	委託者 1 (岐阜県)	76
III	ヒアリング票	79

I 調 査 概 要

1. 調査目的

本事業は、家内労働者の災害等の予防を目的として、平成 25 年度から平成 28 年 度にかけて家内労働者の危険有害業務に関する実態、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した対応、委託者・家内労働者・事業主団体等以外のサプライチェーン関係者等も含めた実態や安全衛生確保への関与のあり方等について把握・検討した結果を踏まえ、引き続き災害防止対策のモデル事例を収集しつつ、危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者等への安全衛生に係る周知啓発を行うものである。

2. 調査対象

「平成 27 年度 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」の調査結果等から、危険有害業務に係りの深い業種として、繊維工業、印刷・同関連業及び出版物、ゴム製品製造業、皮革製品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業、機械器具等製造業及び窯業・土石製品製造業の9業種を対象業種として選定し、各業種、委託者計 12 事業者に調査を実施した。

(表 1) 調査対象委託者の抽出

		繊維工業	印刷・同関連業及び出版物	ゴム製品製造業	皮革製品製造業	金属製品製造業	電子部品・デバイス製造業	電気機械器具製造業	機械器具等製造業	窯業・土石製品製造業	合計
合計	ヒアリング実施委託者数	2	1	2	2	2	2	2	2	1	16

3. 調査方法

原則として、専門アドバイザーと専門リサーチャーの2人1組による訪問ヒアリング調査

4. 調査地域

全国

5. 調査実施期間

平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月

6. 調査実施機関

株式会社 中外

なお、今回の事業を実施するにあたり、下記委員構成による事業運営委員会を設置し、調査結果等について討議・研究を行った。

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
石田さとし	全国中小企業団体中央会 労働・人材政策本部 人材育成部長
久保啓子	日本労働組合総連合会
後藤博俊 (座長)	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問
小林繁男	小林労働安全衛生コンサルタント事務所 所長
佐藤直哉	全日本家内労働者組合総連合 中央執行委員
野村政伸	丹後織物工業組合 副理事長

7. 平成 29 年度調査結果における、災害防止対応の好事例

(1) 作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
繊維工業 (委託者 1、2)	京都府	照明を LED に替えることにより 作業場所の照度の確保。	●織機1台づつにLED照明を付け、織機周りは明るい環境としている。(委託者 1) ●窓を広めにとり、一部 LED 照明に替えて照度対策を行っている。(委託者 2)
皮革製品 製造業 (委託者 2)	東京都	有機溶剤を使用する作業は 換気を徹底するように 口頭で注意を喚起。	●有機溶剤で気をつけているのは換気であり、家内労働者に対しては口頭で気をつけてもらうよう伝えている。
電子部品・ デバイス 製造業 (委託者 1)	愛知県	年 2 回、チェックシートに基づき 家内労働者の作業環境を チェック。	●家内労働者の作業環境については、家内労働者全員を対象に年に 2 回チェックしている。 ●チェックシートがあって、それに基づいてチェックしている。 ●工場長や管理者が現場に行き、状態を見させてもらう。
窯業・ 土石製品 製造業 (委託者 1)	岐阜県	ほぼ毎日、 少なくとも 1 日おきには訪問し、 作業場を見て安全を確認。	●家内労働者宅への訪問のタイミングは特に決めていないが、ほぼ毎日、少なくとも 1 日おきには訪問し、作業場を見て安全にしているかどうかを確認している。 ●毎日、地道に接触していくことが大事。

(2) 工学的施策（機械・器具の仕様等に関する事等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
繊維工業 (委託者 1)	京都府	家内労働者の機械まわりの 安全施策等に関わる費用を 一部補助。	●当社では家内労働者の機械まわりの安全施策等に関わる費用を一部補助しており、工賃以外に費用を支援している。金額は規模や設備によって違っている。
繊維工業 (委託者 1)	京都府	伝統産業補助金等を活用し、 安全性の高い新規設備を導入。	●家内労働者によっては、織機について、京都府、京丹後市から出ている伝統産業補助金を活用し、安全装置等が充実した新しい設備を導入することで、安全性を高めている事例もある。
繊維工業 (委託者 2)	京都府	発火の恐れのある 旧式コンデンサーを 新式に替えるよう 組合から指示。 家内労働者にも注意を喚起。	●所属組合から、発火の恐れのある旧式コンデンサーを新式に替えるよう組合から指示がある。 ●家内労働者にも注意を喚起し、適正に管理してもらっている。
繊維工業 (委託者 2)	京都府	委託者・家内労働者の 共通認識として、 織機の駆動部分に カバーをするように指導。	●織機に全面にカバーをしてしまうと、メンテナンス作業が滞るということもあるが、安全確保を図るため、織機の駆動面が見えるところにはカバーをするように指導している。 ●駆動面にはカバーが必要ということを、委託者・家内労働者の共通認識として伝えていくことが、はさまれ・巻き込まれ事故防止につながっている。

金属製品 製造業 (委託者 2)	新潟県	プレス機械にフェンスを設置し、 挟まれ・巻き込まれ事故の防 止を徹底。	●プレス機械に、カバーのようなフェンスを設置することにより、手が危険限界に入らないような措置を講じている。
------------------------	-----	--	---

(3) 備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
ゴム製品 製造業 (委託者 1)	神奈川県	道具の切れ味悪くなったら、 すぐ新しく研いだものと交換し、 腕の痛み等を予防。	●ポンチ（※）の切れ味が悪いと、何度も押し下りすることで、腕が痛くなるということがあり、そこは健康面につながる問題である。 ●ポンチ作業、ハサミ作業で、家内労働者に貸与している道具の切れ味悪くなったら、すぐ新しく研いだものと交換することを心がけている。 (※) 穴あけするのに用いる工具
ゴム製品 製造業 (委託者 2)	兵庫県	製品に合わせた治具を 独自に考案、作成し 作業効率と安全性を確保。	●作業がしやすく、安全性を保つために、製品に合わせた治具を提供している。 ●治具は端材などを活用して、当社が独自に考案し作っている。 ●1年に10個程度は作っている。新しい製品が出る度にその製品に合わせた治具を考えている。
ゴム製品 製造業 (委託者 2)	兵庫県	切れ味が悪くなった カッターやハサミなどは 思うように切れず危険。 すぐに研いで切れ味を回復。	●カッターやハサミなどは、切れ味が悪くなると思うように切れなくなるので危ないため、当社では道具の切れ味が悪くなったらすぐに報告してもらうように伝えている。 ●家内労働者が製品を持って来る際や、家内労働者宅への配達の際に家内労働者から、切れ味が悪いハサミを渡されるので、それを研いで返すようにしている。
電子部品・ デバイス 製造業 (委託者 1)	愛知県	角を丸くした形状の治具で、 家内労働者のケガを防止。	●家内労働者に機械のようなものは提供していないが治具は提供している。 ●治具は、角を丸くしたりしてケガをしないような形状にしたものである。
電気機械 器具製造業 (委託者 1)	東京都	作業を行うスペース用に シートを用意。 シートを敷くことで、家内労働者 は作業空間として認識。 作業以外のものをおくことなく 広々と使うことが可能に。	●じゅうたんや畳の上で作業をすると多少汚れることもあるので敷物を用意している。 ●ビニールのシートが良いという人はビニールシート。クッションが入っているようなシートが良いという人にはそのシートを渡している。 ●家庭環境によって違う種類のシートを用意している。 ●シートを敷くことで、そのエリアが作業する空間であることを、家内労働者に認識させられる。 ●それにより、その空間によけいなものを置くことがなくなったことから、安全性の確保につながっている。
電気機械 器具製造業 (委託者 2)	神奈川県	家内労働者から 手が痛くなるという意見に 応じて治具を作成。 家内労働者の作業負担を軽減し 手の痛み防止に付与。	●家内労働者から、この部品の作業は手が痛くなるという意見が出たことがあり、治具を工夫して作成し対応している。 ●例えば、部品の上からアジャスター（治具）をかぶせ、そのアジャスターの穴にネジを入れていくと、そのまま、部品の穴にネジが入れやすくなるという治具もある。 ●部品のままだとネジが入ればらく結果として手が痛くなるため、その予防策としてアジャスターのような治具を作った。

電気機械器具製造業 (委託者 2)	神奈川県	指先にゴムが付いている手袋を支給。 品質、作業効率ともに向上。 指の疲れなども軽減。	●家内労働者には指先にゴムが付いている手袋を支給している。作業効率が向上し、指の疲れなどを軽減する効果がある。 ●指先にゴムが付いている手袋は、指先の内側にだけゴムが付いており、外側には付いていないことで、指が動きやすくなっている。
機械器具等製造業 (委託者 1)	神奈川県	写真入りの作業標準書を提供し、 治具の正しい使い方を徹底。	●治具の正しい使い方に関しては、口頭ではなく、書面（写真入りの作業標準書）を提供することで、伝わりやすく間違いがないため、品質管理と安全性の確保につながっている。 ●社内で使用している作業標準書から一部抜粋したものを、家内労働者用の作業標準書として配布している。
機械器具等製造業 (委託者 2)	東京都	足への大ケガを回避するため 家内労働者には 甲の中に鉄板が入った 安全靴を推奨。	●家内労働者にはサンダルで仕事をしている人もおり、足の上に材料を落とした場合大ケガになる可能性があるため、安全靴で作業するように伝えている。 ●安全靴は甲の中に鉄板が入っており、足の上に材料を落としても足先を守るような靴。
窯業・土石製品製造業 (委託者 1)	岐阜県	溶融の危険のない 鉄製の桶を使用するよう 家内労働者に徹底。	●作業工程で、絵柄を台紙からはがすために、ぬるま湯を使用するため、桶で湯を沸かすパイプヒーターを貸与。 ●パイプヒーターのスイッチ消し忘れて、水が蒸発しプラスチックの桶が溶けて火事になったという事例がある。 ●パイプヒーター用の水を入れる桶（家内労働者が準備）は、必ず鉄製にしてもらうよう家内労働者に徹底。

（４）管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
ゴム製品製造業 (委託者 1)	神奈川県	セーフティ(安全)を含む 9S 活動を実施。 家内労働者への 具体的指導はないが、 担当者との コミュニケーションの中で、 その精神は伝わっている。	●9S という標語をつくった。 ●5S は整理、整頓、清掃、清潔、躰だが、9S は 5S にスマイル（笑顔）、セーフティ（安全）、セーブ（節約）、セルフコンシャス（自意識）の 4S が追加されている。 ●9S 活動は、文章にして家内労働者に配布するなどはしていないが、家内労働者担当の社員が家内労働者と連絡をとるタイミングで毎回説明をしているため、9S の真意は家内労働者には伝わっていると思う。 ●今後、特に、セーフティ、セーブ、セルフコンシャスの 3 つの意識は高めていきたいと思う。
ゴム製品製造業 (委託者 2)	兵庫県	作業手順を、 口頭だけでなく 紙のマニュアルも 配布することで 作業における安全面の 向上を図っている。	●ケガをしないように、バリの切り方は指導している。 ●バリの切り方については、口頭でも伝えているが、紙のマニュアルもあり、それを最初に渡している。 ●マニュアルには注意ポイントとして、「決められた人以外の作業禁止」「指定した道具以外は使用禁止」「子どもが触らないよう注意」等を記載することで、安全面の啓蒙を行っている。

皮革製品 製造業 (委託者 1)	東京都	ベテラン家内労働者に対しては 相手のプライドを傷つけないよう な接し方を工夫する。	●ベテランの家内労働者の指導はやりにくい、必要なことはしっかりとやらなければいけない。 ●相手のプライドを傷つけないような接し方・話し方を工夫している。
金属製品 製造業 (委託者 2)	新潟県	こまめに 声かけをすることが重要である。	●作業についての確認のため、家内労働者が当社に来ることがあるので、会えば「気を付けて」と声をかけている。 ●こまめに声かけをすることが重要である。
電子部品・ デバイス 製造業 (委託者 2)	奈良県	くりかえし何度も 声をかけることで 安全衛生の意識を向上。	●家内労働者へ指導していることは、腰を痛めないように「腰に気を付けて下さいね」と、くりかえし声をかけるようにしている。
窯業・ 土石製品 製造業 (委託者 1)	岐阜県	作業場を離れる時には、 元のプラグから抜いて 必ず器具のスイッチを 切るように指示。	●家内労働者には、作業場を離れる時には、必ず器具のスイッチを切ってもらうように指示している。 ●元のプラグから抜くようにと、伝えている。

(5) 心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
繊維工業 (委託者 2)	京都府	市町村で行う 住民健診受診を推奨。	●健康面の自己管理を徹底させるために、市町村で行う住民健診は受けてくださいと伝えている。
繊維工業 (委託者 2)	京都府	腰痛防止のために、 筋肉トレーニングを実施。	●家内労働者によっては、腰痛防止のために、筋肉トレーニングのイラスト付きポスターを作業場に掲示して、意識して筋肉トレーニングをしている家内労働者もいる。
印刷・ 同関連業 及び出版物 (委託者 1)	東京都	「無理させない」「適宜休ませる」 ことが継続的に仕事を してもらうためには大事。	●タイプライターを打つ細かな作業は目が疲れる。 ●口頭で適宜、休憩をとりながら作業をするように指示。 ●「無理させない」「土日は休ませる」など、相手を思いやるのが継続的に仕事をしてもらうためには大事。

(6) 委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
電子部品・ デバイス 製造業 (委託者 2)	奈良県	委託者への発注者が推奨する 折り紙用ピンセットを 家内労働者に提供。 作業効率と安全性が向上。	●先が薄く平らになっている折り紙用のピンセットの使用に関しては、一般的なピンセットでは配線をしっかり押し込みにくいので、委託者への発注者から、折り紙用のピンセットを紹介され、「これを家内労働者に使わせるように」と推奨された。 ●その推奨を受け、当方で必要な量を購入して、家内労働者に提供している。

窯業・ 土石製品 製造業 (委託者 1)	岐阜県	家内労働者に 無理をさせないように、 納期が厳しい時には 発注元(委託者への発注者)に 交渉する。	●家内労働者に無理をさせないように、納期が厳しい時には発注元（委託者への発注者）に交渉する。 ●委託者への発注者には、最初から家内労働者のキャパシティを伝えておき、1割、2割くらいの無理はするが、それ以上の無理はできませんと言っている。 ●断らないと慣れ合い的になる。
-------------------------------	-----	--	--

(7) 家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
ゴム製品 製造業 (委託者 2)	兵庫県	資材が重くなる場合は 当社で箱を分けて 持ちやすくし、女性に配慮。	●女性が多いので、資材が重くなる場合は、当社で箱を分けて持ちやすいようにしている。 ●同じ資材の量であっても、2つの容器に分けて1つの容器を軽くし提供する等の配慮をしている。
金属製品 製造業 (委託者 1)	新潟県	難易度の高い作業は、 技術力の高い家内労働者に 依頼することが 安全面での確保につながる。	●比較的技術力の必要な難度の高い作業を家内労働者に委託しなければならないこともある。 ●普段から、家内労働者それぞれの技量を把握した上で、難易度の高い作業は、技術力の高い家内労働者に依頼するようにしている。 ●これにより、安全面での確保にもつながる。

(8) その他

業種	地域	施策の概要	施策の具体的内容
印刷・ 同関連業 及び出版物 (委託者 1)	東京都	一人の家内労働者に 仕事を集中させず 分散させる。	●家内労働者に無理せず安全に働いてもらうためには、家内労働者のレベルに合わせて仕事を割り振ることで、能力の高い人ばかりに仕事を集中させないように、予定を組むことが重要。
ゴム製品 製造業 (委託者 1)	神奈川県	納期を長く設定し、 余裕を持って作業をしてもらい 健康面に配慮。	●1日に続けて6～8時間作業をしていると腰が痛くなったりすることもあるかも知れない。 ●納期を長く設定することで根を詰めずに、余裕を持って作業をしてもらうようにしている。
ゴム製品 製造業 (委託者 1)	神奈川県	SNSは連絡手段 として使いやすい。	●直接的な安全・衛生措置ではないが、家内労働者との連絡手段としてSNSを活用。 ●お互いがどこにいても気軽に連絡が取れ、家内労働者からも意見が言いやすいようで、コミュニケーションの深化に役立っている。 ●SNSは連絡手段として使いやすい。
皮革製品 製造業 (委託者 2)	東京都	家内労働者に対しては 多頻度で訪問し、 コミュニケーションを深耕し 情報交流を活発化。	●家内労働者には週3回、配送担当者が回っており、家内労働者と悩み等何でも話せるようになっている。 ●配送担当者が日々コミュニケーションを取るようになっており、もし何かあれば情報が上がってくるようにしている。 ●日々のコミュニケーションの深耕は地道な方法だが、大事なことである。

金属製品 製造業 (委託者 2)	新潟県	無理をさせないよう、 作業の混み具合を考慮して 依頼している。	●家内労働者に無理をさせないよう、家内労働者のスケジュールを把握し、混み具合を考慮して依頼している。 ●発注量が家内労働者のキャパシティを超える場合は、自分たちで作業をするか、他をお願いをしている。
---------------------------------	------------	---	--

Ⅱ 「危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した
対応の好事例に関する調査」
個別報告書

1. 纖維工業

【ヒアリング対象 基本情報】

繊維工業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 29 年 12 月 4 日 (月)
	都 道 府 県	京都府
	業 種 名	繊維工業
	主 な 事 業 内 容	白生地製造販売・生糸販売
	従 業 員 数	15 人
	家 内 労 働 者 数	家内労働者は 12 人
	家内労働者属性	比較的大きな規模で、家族でしているところが大半。

【ヒアリング調査内容】 ■労働衛生コンサルタントの発言 ●委託者の発言、○家内労働者の発言

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 原料となる縦糸、横糸共に当社が手配。
- 家内労働者には機織りを依頼し、生地として納品してもらっている。
- 織機は家内労働者（自分）の自前。

(2) 委託量の増減傾向等

- 多品種小ロット型で短期間という流れがある中、自社工場や海外では対応が出来ないため、今後も家内労働者への発注は継続しようと考えている。
- 発注量について当社では微減であるが、当社以外は大きく減少している。
- 生産量も減り、家内労働者の廃業が 1、2 人、縮小が 1、2 人となっている。
- 家内労働者によっては、織り方もオープンにして若い人に伝えていこうとする動きもある。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 業務の危険有害性については、有害性のある原料、薬品を使う商売ではないが、作業環境においては、様々な機械が複雑に動いているため、危険性が想定される。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 50 年以上事故は出したことはない。
- 私の経験では、何十年勤務して大けがという事例は 2、3 件で、巻き込まれて亡くなった人も 1 人いたと思うが亡くなられた理由は知らない。現在はベテランが多いため、事故等はほとんどない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

●特になし。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

※5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）

○作業環境の明るさについては、織機1台ずつにLED照明が付いており、前も後ろも明るい環境にしている。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

○家内労働者によっては、織機について、京都府、京丹後市から出ている伝統産業補助金を活用し、新しい設備を導入することで、安全性を高めている事例もある。

○昔は織機にモーターが付いておらず、高い場所に大きな長いベルトがあり、そのベルトで動かしていたため、そこに巻き込まれると危なかった。1ヶ所に大きなモーターがあってそれで全部を回すという形式だった。今は1台ずつに小さなモーターが付いて機械の安全性がよくなった。

■大きなモーターがあって1台1台にモーターはついていなかった。昔はそれは水車だった。水車でぐるぐるまわる。

●実際、家内労働者は自前の織機のランニングコストがかなりかかるため、カバーを付けるなどの安全面だけ言われても費用が捻出できず、どうしても後回しになっている。（写真1参照）

■さっき見せてもらったけれど、ちゃんとカバーがついていて、ちゃんと落ちないようになっている。

●当社では家内労働者の機械まわりの安全施策等に関わる費用を一部補助しており、工賃以外に費用を支援している。金額は規模や設備によって違っている。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

○難聴になるので耳栓をなさいということはしているが、織機はどこか具合が悪いと不規則な音が発生し、それを聞きながら織っているため、耳栓をすると聞こえないという不具合もある。

○織機の回転する棒のところを通るタイミングが大変危険で、昔髪が巻き付いたりしたこともあったので髪が長い女性には、帽子をかぶって作業してもらっている。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●当社から安全マニュアルの配布はしておらず、家内労働者を集めて研修することもない。

●この土地のしきたりみたいなもので、委託者が指導することはなく、家内労働者がいるところは安全面に関しては自分達で配慮している。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

■労災の特別加入に入っている人はいますかね？家内労働者の方でもし何かあれば？民間の傷害保険？

●健康診断、労災保険については、口出ししていない。

●○個々で自治体の健康診断を受けている。

○仕事中のケガや腰痛に対応できる民間の保険には入っているケースもある。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●特性を考慮した施策等は特になし。

【その他】

●最初から自分のところで機織りしている家内労働者は自分達の環境が当たり前だと思っており、どこが悪いかということがわからず、また、今まで何十年も事故がなかったという理屈の上で作業をする人もいるため、安全性に対する意識の向上は必要だと思う。

(2) (1) のうち最も効果的だった施策

●安全施策等に関わる費用の一部補助により、後回しになっていた安全衛生確保が進む手助けとなっている。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●家内労働者の意識・安全衛生に関わる費用等、改善の余地はまだまだあると思う。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

○今後は更なる安全衛生確保のため、織機の駆動部分にカバーをするべきだと考えているが、作業のしやすさとのバランスもあり、現在保留となっている。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●安全衛生確保に向けた費用を一部負担することにより、安全衛生に対する意識も向上し、周知もされていると思う。

(2) (1) のうち最も効果的だった周知方法

●(1) と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●特になし。

7 家内労働法の理解度

○マンネリ化しているので書面などで指摘されたほうがいい。

○家内労働者には家内労働法のような情報はほとんどいっておらず、もともと家内労働者自身、安全衛生やここが危ないとかという意識はまったくない。

○家内労働者は手作業の内職で、日々、家でできるような仕事をしているというイメージを持っている人もいるが、設備投資をしている家内労働者も存在するため、一律に家内労働法で区切られてもいけないのではと思う。

■ニットの大きな機材 1000 万円ぐらいかかる。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●特になし。

9 委託者への発注者、行政への要望

●家内労働者からは、最低工賃が更新されず、自分の生活だけでいっばいで、ここにカバーしなさいと言ってもその費用を誰がもつのか、という意見が出ている。

※最低工賃の強制力を聞かれての返答

■その為に工賃がそれぞれの作業ごとに工賃があります。京都の帯はわからないけれども。

■最低工賃は強制力は一応あるのだけれども、なかなか簡単にいかない。

※ブラック企業に対して

■最低工賃をせつかく決められたので守らなければ。

■役所が決めたことはきちんと守らなければいけない。

●更に、家内労働者からは、安全衛生確保についても余力がないとできないため、余力を作るためには、最低工賃の面からもバックアップしてもらうことが大事であり、安全衛生だけをしなさいというだけでは、やる意欲もないし費用もないため、おそらくできないという意見も出ている。

【参考資料】

写真 1 :

織機カバー



写真 2 :

家内労働者の作業場風景



【ヒアリング対象 基本情報】

繊維工業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 29 年 12 月 05 日 (火)
	都 道 府 県	京都府
	業 種 名	繊維工業
	主 な 事 業 内 容	織物製造
	従 業 員 数	1 人
	家 内 労 働 者 数	家内労働者は 11 人
	家 内 労 働 者 属 性	家内労働者は全員専業者。 家内労働者の年齢は高齢者が多く 50 代が一番若く、 60～70 代が中心。

【ヒアリング調査内容】 ●委託者の発言、○家内労働者の発言

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 京都西陣の帯の機織りをお願いしている。
- 工場ごとに指定の柄があり、依頼本数の指示に従って仕事をしてもらう。
- 織機は家内労働者（自分）が購入し管理している。

(2) 委託量の増減傾向等

- 発注量は去年と比べると今年は減っている。委託者への発注者からは、年明けからは少し増産になるという話は聞いているが、まだどうなるか今のところわからない。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 織機の駆動面への巻き込みや、部品の劣化による災害・事故等、注意すべき点はある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- ケガの報告については、ここ何年間は聞いたことはない。
- 織機のコンデンサーが不具合で出火して、実際、煙が出た事例もある。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 特になし。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●昔は織機周りについたて等もなかったが、今は設置している。

●家内労働者によっては、窓を広めにとり、一部LEDに替えて照度対策をしているところもある。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●安全面をどこまで追求するかということだが、カバーについては、織機の駆動が見えるところは気をつけてもらっているが、全面にカバーをしてしまうと、メンテナンスの作業が滞る場合もあるため、バランスが難しいことがある。（写真1参照）

●注意しているのはコンデンサーを替えること。10年、15年は使うが、丹後織物工業組合から「今の新しい型は大丈夫」「古い型は替えなさい」という指示がある。（写真2参照）

●実際、家内労働者が何を使っているかは把握しておらず、家内労働者の方で管理している。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●音で判断できる部分があり、織機の音を聞かないといけなため、耳栓をしている人は少ない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●委託者から作業マニュアルを渡すということについては、家内労働者の方が工程を熟知しているため、反対に教えてもらっている。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●健康面は自己管理をお願いしている。市町村で行う住民健診を受けてくださいと伝えている。

○家内労働者によっては、腰痛防止のために、意識して筋トレをしているところもある。

（写真3参照）

○民間の保険に入っている家内労働者もいる。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●家内労働者からは仕事をもっと増やしてほしいと言われているため、こちらから年齢に配慮して作業量を減らすといったことはしていない。

【その他】

●この業界は安全面について理解している人ばかりなので、注意というのは機械まわりの動きのある部分だけ。巻き込み防止という意味ではみんな基本的には同じスタイルで仕事をしている。

（２）（１）のうち最も効果的だった施策

●安全面での注意点は駆動面のカバーということを、委託者・家内労働者の共通認識として、伝えていくことが、巻き込み事故防止につながっている。

（３）現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●安全面に対しては、現在のスタイルで問題が発生していないため、これ以上何をするかということはない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- 十分かどうかについてはわからないが、織機の注意すべき点は周知されていると思う。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

- 特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 特になし。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働法は大まかにしか知らない。
- 家内労働のしおりが届いているのは見たことはあるが目を通していない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- WEBサイトに関しては、ネット環境が整っている家内労働者が少ないため、WEBサイトでやっても見るのかどうかと思う。
- 当社にはネット環境はあるが、家内労働について勉強しようとは、申し訳ないがまだそこまで至っていない。

9 委託者への発注者、行政への要望

- ポイントは駆動面のカバー。実際に現場で働いている家内労働者の意見を取り入れた工場づくりをしたほうが今後のためにいいのではと思う。
- 例えばメーカーが新しく工場を作るという場合は、このような基準でしてくださいということは言える。
- また、「冊子があるので、これを見て安全面に配慮した工場をつくる上での前提にするのはどうですか」という提案は可能である。

【参考資料】

写真 1 :

織機（駆動部分）のカバー



写真 2 :

コンデンサー



写真 3 :

腰痛防止（筋トレ イラスト）



2. 印刷・同関連業及び出版物

【ヒアリング対象 基本情報】

印刷・同関連業及び出版物 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 7 日 (水)
	都 道 府 県	東京都
	業 種 名	印刷・同関連業及び出版物
	主 な 事 業 内 容	チラシ・パンフレット・出版物などの印刷
	従 業 員 数	15 人
	家 内 労 働 者 数	約 10 人 常時委託は 2～3 人
	家 内 労 働 者 属 性	家内労働者の年代は、40 代から 60 代の主婦のベテラン。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 以前に家内労働者にはタイプ（写植）を依頼していた。機械は当社より貸与。
- ひとつの仕事が終わるまで担当してもらって、次の仕事をまたお願いするという流れ。
- 家内労働者にはタイプの機械以外では、定規、ルーペ、修正液、カッター、台紙の道具を貸与。
- 一人の人に仕事が集中する時は 1 日中、土日関係なく作業をし、10 時間は超えていたと思う。
- 30 代、40 代ではまだできない。職人芸のような早さ、正確さは 50 代の能力が高い。
- タイプは見ないで打つ。ブラインドまではいかないが、どこに文字があるかもわかっている。漢字が全部揃っているもので打ち込むため、素人ではどうにもならない。
- 技術が伴わない人は、委託者の発注者からクレームが出るので、10 人程の家内労働者の中から 2～3 人に依頼。あとは予備要員。

(2) 委託量の増減傾向等

- 特になし。

(3) 家内労働者からの相談等

- 家内労働者から相談があれば、工賃の先払いなどは以前よくやっていた。戦略的に恩を売るというのもあったと思う。

2 業務の危険有害性について

- 安全衛生の面では、具体的には目の疲れ。目が痛くなって、別のアルバイトや家内労働者に回さないといけないということは頻繁にあった。
- 目が痛むのは目の疲れで、年齢もあるし、過労もある。どうしても能力のある人に仕事が集まってしまう。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 目の疲れという話は多い。
- タイプは重たいものを動かすので手首が痛くなるということもある。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 家内労働者に対しては、家内労働者と同年代の者が担当となり、少しでも話しやすい環境を構築。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

- 特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- 作業道具の定規、ルーペ、修正液、カッター、台紙等についての施策は特になし。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- 家内労働者を大切にするという意味でも、目が疲れるので休憩するようにと口頭で注意喚起。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 家内労働者の健康診断は特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 家内労働者が女性ということもあり、コミュニケーションという意味では、気をつかって対応。
- 仕事をやり過ぎると、感情的になり「できない」と平気で言う人や、仕事の振り分けについても、「なんであの人ばかり仕事があるのか」「私にも仕事を頂戴」等、文句を言ってくる人もおり、対応が大変なため、できるだけ日々コミュニケーションをとることで良好な関係性を構築。
- 女性の場合、家庭の事情などもあり、そこに踏み込んでまで仕事のお願いはしにくいこともあるので、スケジュール設定や発注は家庭の事情を考慮。
- 家内労働者に継続的に仕事をしてもらうためには、「無理しないでいいから」、「土日は休みな」など、相手を思いやることが大事。

【その他】

- 仕事のレベルと量を考えて、できるだけ集中しないように割り振りを考慮。
- 家内労働者が自ら仕事の調整をすることはないため、負担をかけすぎているなという時には、予備要員がいるので、別の家内労働者に仕事を配分。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

- 家内労働者に無理せず安全に働いてもらうためには、家内労働者のレベルに合わせて仕事を割り振ることで、能力の高い人ばかりに仕事を集中させないように、予定を組むことが重要。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●仕事量の調整のみで、安全衛生が十分かどうかは疑問。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●日々コミュニケーションの中で、情報を伝達。

(2) (1) のうち最も効果的だった周知方法

●(1) と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●特になし。

7 家内労働法の理解度

●家内労働法については、法律が作られたということは知っているが、内容はわからない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●セミナーについては、何かの機会に行ってみたいと思う。

●セミナーでは、まわりの会社の事例などがあれば、知りたいというのがある。

9 委託者への発注者、行政への要望

●特になし。

3. ゴム製品製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

ゴム製品製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 7 日 (水)
	都 道 府 県	神奈川県
	業 種 名	ゴム製品製造業
	主 な 事 業 内 容	工業用ゴム製品の製造・販売、金型の製造・販売
	従 業 員 数	約 180 人 (日本：社員 20 人、パート 10 人、他海外)
	家 内 労 働 者 数	17～18 人
	家内労働者属性	男女とも専業の人はいない。 家内労働者はほとんどが女性。 年代は若い人で 18, 19 歳、上は 60 代。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容 (使用資材・器具等を含む)

- 家内労働者に出している作業は手作業で、ゴムのバリ取り、ハサミ仕上げ、ポンチ作業。
- ポンチ作業とはポンチ (ペンの様な円柱の金具) をゴムのバリのところに当てて、ゴムのハンマーで打ち抜くといった型抜きのような作業。
- 提供するのにはポンチ、ハンマー、ハサミ、製品を入れる袋で渡す時は段ボール箱で渡す。
- 髪の毛などが付着しないように、キャップも提供している。

(2) 委託量の増減傾向等

- ここ 10 年くらいでは、家内労働者の数はかなり減っている。
- 当社としては、売りが減少したのではなく、海外に製造拠点を移したということが大きい。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- ポンチ作業だと、ポンチを持ちながらゴム製のハンマーで打つので、手にあたったりすることもあるのでは思う。また、何回打っても切れないと腱鞘炎にもなることも考えられる。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 家内労働者から、災害や事故の話はない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 家内労働者の担当者は家内労働者と SNS と電話でやり取りしている。
- 家内労働者は若い年代から中年の女性なので、SNS は気軽にやり取りできるのでいい。
- また、SNS では意見が大変言いやすいようで、ケガなどは、すぐに SNS で連絡が来ると思う。

- 担当者は SNS で仕事の進捗確認も行っているが、当社が希望する納品日に対して「できませんでした」ということも簡単に言えるので、そこはどうかかなと思うことはある。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（1）家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5S の徹底、作業空間確保等）】

- ゴムのにおいはけっこう強い。家内労働者によっては気になる人もいるかもしれない。
- しかし、ゴム単体だけなので、換気をしないからといって気分が悪くなるということはない。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

- 特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- ポンチ作業、ハサミ作業で道具が使いづらくなったら、すぐ新しく研いだものと交換することを心がけている。

- そこは健康面につながると思う。ポンチが切れにくいから何度も押したり、本当は1回ですむところを何回もすることで、腕が痛くなるというのはあると思う。

- 道具の不具合については、家内労働者と連絡をとるタイミングで毎回確認している。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- 品質の観点から、髪の毛などが付着しないように、髪の毛が長い人には髪を結ぶか、髪の毛を束ねるような帽子をかぶってもらうよう口頭で伝えている。

- マニュアルについては、手順書があるので、それを配布している。

- また当社には 9S という標語があり、5S は整理、整頓、清掃、清潔、躰だが、9S は 5S にスマイル（笑顔）、セーフティ（安全）、セーブ（節約）、セルフコンシャス（自意識）の 4S が追加されている。（写真1 参照）

- 9S 活動は、文章にして家内労働者に配布していないが、家内労働者担当の社員が家内労働者と連絡をとるタイミングで毎回説明をしているため、9S の真意は家内労働者には伝わっていると思う。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 委託者への発注者は当社が家内労働者を使っていることは知っているが、マイナスイメージはないと思う。

- 当社から「内職は大丈夫ですか？」と委託者への発注者に聞くことはないが、基本的には「仕上げがダメ」とか、「内職だからだろ」ということはまったくない。

- 委託者への発注者から指導があるのは、仕上げや検査についてだけで、家内労働者だからということはない。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 家内労働者のところへの 5S に関する巡回はしてみたいが、その場合、部屋の中に入ることになるが、女性が多いということもあり、あまり踏み込めていないのが現状。

【その他】

●家内労働者の疲労について配慮していることは、なるべく納期を長く設定するという。

●1日に続けて6～8時間作業をしていると腰が痛くなったりすることもあるかもしれないが、そこは納期を長く設定することで根を詰めずに、余裕を持って作業をしてもらうようにしている。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●家内労働者との連絡手段として SNS を活用することで、お互いがどこにいても気軽に連絡が取れ、家内労働者からも意見が大変言いやすいため、コミュニケーションの深化に役立っている。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●当社が掲げている 9S という標語に対しては、徹底はまだ十分ではない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●今後、行いたいのは 9S の徹底。家内労働者にはスマイルまではいかないが、セーフティ、セーブ、セルフコンシャスの 3 つの意識は高めていきたいと思う。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●今の担当者は若く、ベテランの家内労働者には言いにくいということはあるが、SNS を使うことでうまくやり取りができています。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

●(1)と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●特になし。

7 家内労働法の理解度

●家内労働法のことは知っている。委託者が安全面で指導しなくてはならないということもネット等でなんとなくは知っている。

●家内労働法については、WEBサイトで調べた。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●今はネットを見る機会が多いので、WEBサイトについては、絵があってわかりやすいのが一番いいと思う。

●現状、当社で家内労働者を募集した時に全然集まらなくなっているため、家内労働者が喜んで来てくれる方法や、どのようなニーズを持って応募しているのか等といった情報が欲しい。

9 委託者への発注者、行政への要望

●特に要望はない。

【参考資料】

写真 1:

提唱している 9S 活動（壁に掲出している活動内容）



【ヒアリング対象 基本情報】

ゴム製品製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 20 日 (火)
	都 道 府 県	兵庫県
	業 種 名	ゴム製品製造業
	主 な 事 業 内 容	工業用ゴム・樹脂製品の製造販売
	従 業 員 数	約 80 人 (パート 5 人含む)
	家 内 労 働 者 数	25 人
	家内労働者属性	年齢は 40～70 代。奥さんの内職。 子どもが大きくなり、手が離れたからということで、内職をしている人が多い。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容 (使用資材・器具等を含む)

- 工業ゴムやプラスチックの部品のバリ取り。
- バリを手や器具を使って取る作業。
- 家内労働者に提供しているのは、資材と治具と器具 (ラジオペンチ、ニッパー、ハサミ、カッター)。

(2) 委託量の増減傾向等

- 家内労働者に委託する量は増えている。
- それは企業努力で、出荷の量も拡大している。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 製品がゴムのかたまりで、金具が付いているようなものもあり、少し重いため、容器を持ち上げる際にぎっくり腰になる危険性がある。
- また、カッターなどの器具を使用する際、誤ってケガをする可能性もある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 家内労働者からケガなどや、腰を痛めたという話を聞いたことはない。過去にもそのような話はない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 災害や事故の際、電話などの連絡をすることはとくに決めていない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 家内労働者の作業環境については、最初の契約の時に指導している。
- まず明るいところで作業してもらう。
- また、ゴムのニオイがあるので換気をしながら作業してもらう。
- 有毒なものはないが、臭いと言う人もいるため、チェックシートまではないが、募集の際はゴムアレルギーの有無を必ず聞くようにしている。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関する事等）】

- 特になし

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- 作業がしやすく、安全性を保つために、製品に合わせた治具を提供している。（写真１・２参照）
- 治具は端材などを活用して、当社が独自に考案し作っている。
- １年に１０個程度は作っている。新しい製品が出る度にその製品に合わせた治具を考えている。
- カッターやハサミなどは、切れ味が悪くなると思うように切れなくなるので危ないため、当社では道具の切れ味が悪くなったらすぐに報告してもらうように伝えている。
- 家内労働者が製品を持って来る際や、家内労働者宅への配達の際に家内労働者から「これお願い」と言われてハサミを渡されるので、それを研いで返すようにしている。
- 私がグラインダーで毎日誰かの刃物を２～３本は研いでいる。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- ケガをしないように、バリの切り方は指導している。
- バリの切り方については、口頭でも伝えているが、紙のマニュアルもあり、それを最初に渡している。（写真３参照）
- 品質についてのマニュアルであるが、それと同時に危険を防止する指導にも当てはまる。
- マニュアルには注意ポイントとして、「決められた人以外の作業禁止」「指定した道具以外は使用禁止」「子どもが触らないよう注意」等を記載することで、安全面の啓蒙を行っている。
- ゴムは伸びてちぎれる性質があり、両手で左右に引きちぎる時には、力が余って危ないこともあるので、まわりに人がいないかを気をつけるようにはしてもらう。特に子供が周辺にいるかどうかは、細心の注意を払うように徹底している。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 委託者への発注者は当社が家内労働者を使っていることは知っている。
- 委託者への発注者から家内労働者に直接指導することはない。
- 委託者への発注者から家内労働者を想定した当社への指導については、当社の品質管理課に行き、そこから当方が指導を受けることはある。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 女性が多いので、資材が重くなる場合は、当社で箱を分けて持ちやすいようにしている。
- 同じ資材の量であっても、２つの容器に分けて１つの容器を軽くし提供する等の配慮をしている。

【その他】

- 特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

- 製品に合わせた治具の提供と、器具（カッターなど）の作業マニュアルの配布。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

- 製品に合わせた治具の活用で安全面は保たれていると思うが、新しい製品が出る度に治具については考えていかなければと思う。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 製品に合わせた治具に関しては今後も十分に安全面を考えながら作っていきたいと思っている。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- ショートメール等の活用で、コミュニケーションの障害はまったく感じていない。
- また、家内労働者に対しては、年上であっても臆することなく積極的にコミュニケーション取ることで、信頼関係の深化につながっている。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

- (1)と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 特になし。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働法については、あまり知らない。
- 委託者が家内労働者のために安全衛生措置をとらないといけないということは、聞いたことがない。
- パンフレットの様なものがあれば見たいと思う。
- 情報媒体はパンフレット等の紙の方がよい。なぜならば、紙ならコピーしてみんなで見るができるからだ。
- 家内労働者に関連することであれば、すぐにコピーして配布しようと思う。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- 外の会社の内職情報を知らないので、同じ業種の内職情報があれば参考にしたい。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 特になし。

【参考資料】

写真 1 :

穴のバリをとる治具



写真 2 :

製品を回しながら
カッターで切るための回転台（治具）



写真 3 :

作業マニュアル（名前部分は個人情報のため加工）

内職作業標準書 一般部品

内職(仕上)作業標準書

注意ポイント

- 決められた人以外の作業禁止
- 子供が触らないように注意
- 指定した道具以外は使用禁止
→ 指定した道具で作業が困難な場合は連絡の事

部品の説明

ワンカット

ゲート

製品

共通する基本作業

① ワンカットの部分をラジペンでむしり取る。外側と内側があります。
注 製品をつかまない事

② ゲートを切る
注 製品をニツパの先で切り込まない事

正しい切り方
→ ニツパの先を製品のキワまで出す。

ダメな切り方

★ 複雑な作業がある場合は、個々に標準書を発行しますので、それに従う事

備考	改訂年月	改訂理由	承認	担当
(様式-0980) 01.09.12	2015/8/12	基本的な作業についての記述		

4. 皮革製品製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

皮革製品製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 02 月 16 日（金）
	都 道 府 県	東京都
	業 種 名	皮革製品製造業
	主 な 事 業 内 容	高級紳士靴・婦人靴の製造
	従 業 員 数	40 人
	家 内 労 働 者 数	家内労働者は数十人
	家 内 労 働 者 属 性	夫婦がしている場合が多いので、半分以上は補助者。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

（１）製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 家内労働者に委託している作業は、アッパー（靴の底を除いた上の部分）を縫うための縫製作業。
- 縫製でものり（有機溶剤）は必要で、接着剤を使って革と革を貼り付けてそこを縫っていく。そのため、家内労働者には資材とのり（有機溶剤）を渡している。

（２）委託量の増減傾向等

- かつては、多くの家内労働者に作業を委託していたが、現在は業界自体仕事が少なくなっている。

（３）家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 有機溶剤は基本ガソリンと同じなので身体にダメージがある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

（１）家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 特になし。

（２）家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 靴屋業界には昔から「ケガは自分持ち」という習慣があるため、家内労働者の災害・事故に関する連絡体制は整備されていない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●のり（有機溶剤）に関しては、家内労働者に対し別段注意喚起をすることもなく、のりの缶を渡しており、家内労働者ものりがないと仕事ができないため、普通に受け取っていた。

●家内労働者は集塵機というものはまず設置していない。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●縫製時に使用するミシンでは、ある程度機械任せに動かしていくので、ケガはなく、持っている手を一緒に縫ってしまうことはない。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●特になし。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●家内労働者には、有機溶剤について文章を配ったことはない。ベテランの人が多いため、そこまで考えたことはなく、それが普通だった。

●「有機溶剤を吸っているのでもっと工賃を上げてほしい」と言われることもなく、家内労働者はみんな、普通に有機溶剤を受け入れてしまっていた。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●ベテランを指導する場合、本当はしっかりとと言わなければいけないが、そのまま言うとも聞いてもらえないことが多いので、まじめに伝えるのではなく、少しへりくだった態度で伝えることで、プライドを傷つけないようにしている。

【その他】

●自社工場では作業に夢中になりすぎると、終わりが見えてきた時に失敗するということがあるため、息をつくために柔軟体操をしてリラックスするが、家内労働者には培ったノウハウがあるため、わざわざそれを指導するようなことはできていない。

（２）（１）のうち最も効果的だった施策

●ベテランを指導する際、プライドを傷つけないように、少しへりくだった態度で伝えている。

（３）現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●現状、とりたてて何かするということはない。

（４）今後、指導・援助・実施を予定している施策

●家内労働者に対して、指導などを行う予定はない。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●特になし。

（２）（１）のうち最も効果的だった周知方法

●特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●家内労働者はみんなベテランなので、こちらの意見を聞いてもらえないことが多い。

7 家内労働法の理解度

●以前、多くの家内労働者に仕事を出していたが、家内労働法については知らなかった。

●東京製靴工業協同組合のセミナーでその存在を知った。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●セミナーに対する要望としては、注意喚起をするのであれば「その商習慣は間違っていないか」という標題がいいと思う。当たり前であって当たり前でないということがある。

●有機溶剤でも「吸ってみな」ということはもう罪になる。それは気にしたことはなかった。セミナーでは「いいことを聞いたな」と思った。

9 委託者への発注者、行政への要望

●靴の業界は資格もなく始められ、誰でもでき、誰でもルールを無視できるそういう産業であり、経営者のモラルで成り立っている産業でもあるので、そのモラルを問える業界になればと思う。

【ヒアリング対象 基本情報】

皮革製品製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 02 月 23 日（金）
	都 道 府 県	東京都
	業 種 名	皮革製品製造業
	主 な 事 業 内 容	靴製造業
	従 業 員 数	約 20 人（正社員 2/3、パート 1/3）
	家 内 労 働 者 数	約 10 人
	家 内 労 働 者 属 性	家内労働者は夫婦でしている。 家内労働者の年代は 60 代以上。 地方（秋田、新潟）にも依頼している。

【ヒアリング調査内容】 ■労働衛生コンサルタントの発言 ●委託者の発言

1 プロフィールについて

（１）製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 家内労働者には、型抜き・縫製・裁断を依頼している。
- 器具でこちらから提供しているものはない。
- 縫製する人はミシンを自前で持っている。
- のりは資材としてこちらから提供する場合と、家内労働者が業者に依頼する場合がある。
費用はこちらで持つことが多いが、家内労働者が用意することもある。（写真 1 参照）

（２）委託量の増減傾向等

- 今後も家内労働者に発注していく予定ではあるが、家内労働者に出す仕事量は減少している。
- 職人が高齢化で減少し、更に海外生産量の増加に伴い、靴業界全体の仕事量も減っている。

（３）家内労働者からの相談等

- 家内労働者のところで何かあった場合、言ってくることもある。仕事のケガではないが、転倒して入院した等の連絡はある。

2 業務の危険有害性について

- 家内労働者に出している仕事内容で、特に危険有害性のあるのはのり（有機溶剤）である。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

（１）家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 今までにケガをしたという報告はない。

（２）家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 近隣の家内労働者においては、配送担当者が週 3 回訪問し、コミュニケーションをとっている。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（１） 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 有機溶剤で気をつけているのは換気であり、家内労働者に対しては口頭で気をつけてもらうよう伝えているが、換気扇等を設置するように指示をすることは、こちらからはあまり言いにくい。
- 家内労働者は、作業場は小さいが、きれいにしているため、こちらから指示することはない。
- 縫製では少ないですね、普通の換気扇以外は、底に塗って付ける所はのりを使う。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

- ミシンのメンテナンス等は家内労働者が自分でできる範囲でしていると思う。
- ミシン作業は見たことはないが、自分たちが作業しやすいように工夫をしているようだ。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- トルエンの入っていないのりを使おうという動きはあるが、値段が高く、また、使い勝手や使用時の感覚も違っているという話も聞くため、導入に踏み切れていない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- 家内労働者はベテランで、安全面についても理解しているため、こちらから別段何か言うことはしていない。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 家内労働者の健康診断は当社としてはおこなっていない。
- 近隣の家内労働者には週3回、配送担当者が回っており、家内労働者と悩み等何でも話せるようになっている。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 当社から家内労働者への作業委託について、委託者への発注者は知っているが、依頼先は把握していない。
- 委託者への発注者から家内労働者に出す指導などは、当社を介しておこなっている。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 特になし。

【その他】

- 配送担当者が日々コミュニケーションを取るようになっており、もし何かあれば情報が上がってくるようにしている。
- 日々のコミュニケーションの深耕は、地道な方法だが大事なことである。

（２） （１）のうち最も効果的だった施策

- 家内労働者に対しては多頻度で訪問し、コミュニケーションを取ることで、情報を収集することができている。

（３） 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

- 現状、何かしら不満が出ているということはない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- 周知徹底するために取りたてて実施していることはないが、家内労働者とのコミュニケーションを密にし、情報が伝達しやすい関係性を構築するようにしている。

(2) (1) のうち最も効果的だった周知方法

- (1) と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 家内労働者の安全面については、年齢も上でベテランの方が多く、段取りも構築されているため、当社から言いにくい雰囲気がある。
- 遠隔地の家内労働者に対してはコミュニケーションを取ることも自体難しく、それ以上のところまでできていない。
- 安全衛生確保に向けて、トルエンの入っていないのりを使うという選択肢もあるが、値段が高く、使い勝手も違うということが障害となっている。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働法という法律の存在は知っており、話も聞くが詳しくは知らない。
- 安全衛生措置等という項目についても、目を通したことがある程度である。
- 労働基準局からの、のりの成分が掲載されている資料の中に、トルエンが入っていないのりが徐々に使われているという記事があり、その記事には興味がある。
- 家内労働者の指導については、当社から言いにくい雰囲気もあるため、行政から直接指導してもらえると、家内労働者も聞くのではないかと思う。
- 家内労働法では労働基準監督官が家内労働者の監督もできるようになっているが、現実ではできていない。委託する人が「気をつけなさいよ」と指導して下さいとなっている。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- WEBサイトの場合、自分から見に行かないといけないため、何か送られてきたほうが、興味がある人は見ると思う。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 有機溶剤等使用に関する注意事項の掲示等は、委託者から家内労働者には言いにくいところもあり、また遠方の家内労働者へは、委託者のほうから注意をするために行くこともできないため、法律で注意事項を作業場に掲示することは、家内労働者の義務として決めてほしい。

【参考資料】

写真 1 :

のり（有機溶剤）



5. 金属製品製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

金属製品製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 29 年 09 月 01 日（金）
	都 道 府 県	新潟県
	業 種 名	金属製品製造業
	主 な 事 業 内 容	IT 部品・照明器具・器物の研磨
	従 業 員 数	7 人
	家 内 労 働 者 数	8 人 常時委託しているのは 2 人
	家内労働者属性	1 人でしている方が多い。 男性の職人。

【ヒアリング調査内容】 ■労働衛生コンサルタントの発言 ●委託者の発言

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 研磨の工程を家内労働者に出している。I T 部品やマグネシウム等を手で一個一個磨く作業をお願いしている。研磨は自動化がなかなか難しい。
- 磨きの仕事自体は家内労働者に出しているものも、自社工場で作業しているものもほぼ同じ。作業の仕方、感性が問題になってくる。
- 使う機械は研磨機。
- マイクロメーターで測りながら、どこを測っても同じ値にするというもの。
- 主婦が家で作業するものではなく、包丁を鍛錬するような職人的な人に依頼する。
- 職人なので、長年培ってきたノウハウがあるため、我々がこのようにしてほしいとお願いしても、我流ですることが多い。

(2) 委託量の増減傾向等

- 目の届く範囲で作業する方針なので、家内労働者に出していいものと、出せないものがある。
- 出していいものはお願いしている。8 人くらい家内労働者がいる。
- 平成 10 年までは依頼量も多かったが、今では減少し、2 人程に少し依頼するだけとなっている。
- 以前、家内労働者に依頼して納品した製品が、手直しや仕上がりのクレーム等で、結局全部当社が手直しをして再納品したこともあったため、最近はできるだけ外に出さないようにして、自社で処理をして出荷するようにしている。
- また、当社は比較的難しい仕事を受注するため、家内労働者の技術では対応するのが困難になってきている。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 研磨機を使うため、回転部分への巻き込まれ等の危険性はある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

●特になし。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

●家内労働者に対する連絡体制はできていない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●研磨機の部品装着時における危険性等は、研磨業界では当たり前のこととなっており、マニュアルや指示書はない。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●家内労働者のマスクの用意、着用の有無はわからない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●安全管理について、当社が依頼している家内労働者は大ベテランでもう何十年も作業をしているため、安全面について当社から指導するといったことは今まで考えたことはない。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●家内労働者に対する心身面での指導は特にしていない。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●商品不良などで、委託者への発注者に迷惑をかけることのないよう、技術力のある家内労働者に依頼をするようにしている。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●特になし。

【その他】

●作業条件が厳しい仕事であればあるほど、環境だけは良くして作業してもらおうという気配りは必要だと考えている。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●比較的難しい仕事もお願いすることがあるため、品質の確保と家内労働者が無理をしないという意味でも、あらかじめ技術力の高い家内労働者に依頼をするようにしている。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●家内労働者への安全衛生措置については、十分かどうかはわからない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●周知に向けての施策等は特にない。

（２）（１）のうち最も効果的だった周知方法

●特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●家内労働者はベテランの職人で、長年培った経験もあるため、色々お願いしても、我流でする傾向が強い。

7 家内労働法の理解度

●特になし。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●当社からのセミナーの参加者は１人。中途半端な時間なので作業途中で出かけないといけないため、開催時間等は参加する立場で考えてほしい。

■このステッカーはどこかの協会からくれたのですか

●このステッカーは貼っておいてくれと労働監督署がくれた。時々来て置いていく。

■去年一年間のキャンペーンで厚労省が中心に展開した。いぜんとして全国でこれを使っている。

9 委託者への発注者、行政への要望

●行政等への要望は特にない。

【ヒアリング対象 基本情報】

金属製品製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 29 年 10 月 19 日 (木)
	都 道 府 県	新潟県
	業 種 名	金属製品製造業
	主 な 事 業 内 容	鉄鍋製造
	従 業 員 数	23 人
	家 内 労 働 者 数	3～4 人
	家内労働者属性	年齢層は、70 代以上。 人数の増減はなし。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 鉄鍋のハンドル（取っ手）部分だけを家内労働者に依頼している。（写真 1 参照）
- 金型は当社から提供する。材料も手配して支給する。
- 寸法に合わせて切った材料を、プレス工程で金型に合わせて形を作っていく。
- 加工はまっすぐな棒を曲げたり、サイドのつぶれている箇所をプレスしたり、アールを付ける作業も全てプレス機で行う。
- 他社のハンドルも作っている家内労働者に仕事を依頼しているため、プレス機は家内労働者のプレス機となっている。

(2) 委託量の増減傾向等

- 大きな増減はないが、家内労働者の数が減っているので、外注先（家内労働者）は大事にしている。
- これから家内労働者が高齢になっていなくなれば、取っ手部分に限って言えば内製化するしかない。そこに代わる細かいプレスをしてくれる業者も少ないので当社でやるしかない。

(3) 家内労働者からの相談等

- 作業についてわからないことがあれば、たまに当社に来るぐらい。

2 業務の危険有害性について

- プレス作業となるため、危険有害業務は全ての工程で考えられる。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 機械に触れてかすり傷を負うということは当社でもある。
- 材料を持つ時に滑って擦ることもある。
- 家内労働者が大ケガをすることについては聞かない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

●家内労働者がケガをしたからといって報告はなく、連絡体制も構築されていない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●安全装置はセンサーではなく、カバーのようなフェンスが置いてあり、手が入らないようになっている。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●こちらから用意しているものは特にはない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●家内労働者に対する安全衛生確保、災害防止についてはあまり話すことはなく、家内労働者に任せている。

●作業についての確認のため当社に来ることがあるので、会えば「気を付けて」と声をかけている。

●こまめに声をかけることが重要である。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●家内労働者について、ケガの管理はしているが、健康面までは管理できていない。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●家内労働者に無理をさせないように、家内労働者のスケジュールを把握し、混み具合を考慮して依頼している。

●発注量が家内労働者のキャパシティを超える場合は、自分たちで作業をするか、他にお願いをしている。

【その他】

●特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●外注に関しては、当社の作業だけを単独で請け負っている家内労働者はいないため、忙しいかどうかを前もって確認し、忙しい場合は早めに依頼する等の調整を行い、家内労働者が無理をしてけが等をしないように注意している。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●安全衛生措置について、新しく何かするということは考えていない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- こちらの都合ばかりを押し付けず、家内労働者にも合わせていくことにより、一緒に仕事をしている仲間という雰囲気を醸成することで、良好な関係を構築し、現場における情報伝達等をスムーズにしている。

（２）（１）のうち最も効果的だった周知方法

- （１）と同じ

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 基本は職人のため、任せており口出しはしていない。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働者というよりも、ひとつの取引先といった位置づけのため、家内労働法は普段内容に触れることはない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- 特になし。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 特になし。

【参考資料】

写真１：

完成品（取っ手部分を家内労働者が製作）



6. 電子部品・デバイス製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

電子部品・デバイス製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 16 日 (金)
	都 道 府 県	愛知県
	業 種 名	電子部品・デバイス製造業
	主 な 事 業 内 容	自動車用組電線加工・電子機器組立
	従 業 員 数	158 人 (正社員 110 人、パート 48 人)
	家 内 労 働 者 数	115 人。
	家内労働者属性	性別はほとんどが女性で、男性は 5、6 人。 年齢は 30～40 代、60 代が多い。 専業ではなく奥さんの内職。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容 (使用資材・器具等を含む)

- 家内労働者に依頼している仕事はコネクタに、電線をはめたり、そのゴム栓を通す作業。
(写真 1・2 参照)
- 提供している治具は、大きなものではないが、ゴム栓を押し込むような治具と作業の図面。
- 作業を間違えないように「この場所にこの色の電線をさして」というものを図面として提供している。
- あとは、現物やサンプル品。

(2) 委託量の増減傾向等

- この 5～10 年くらいで家内労働者への発注量は減っている。
- 家内労働者に出せない難度の高い仕事もあり、また、家内労働者の人数が減っていることもある。
- 家内労働者ができないような難しい仕事は、自社です。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 安全衛生については、家内労働者に出している作業では大きな危険が伴うような作業はない。
- ちょっと指が痛くなったり、腕が痛くなったりすることは最初のうちはあるかもしれないが、ある程度慣れてくれば、そのようなことは少なくなると思う。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- ケガなどの事例はない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 筋肉痛や目の疲れ、ヒヤリハットの情報が上がってくるといえることはない。
- そういうことが仮にあれば、おそらく当社の資材担当者に情報が上がってくると思う。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 家内労働者の作業環境については、家内労働者全員を対象に年に2回チェックしている。
- チェックシートがあって、それに基づいてチェックしている。（写真3参照）
- 工場長や管理者が現場に行き、状態を見させてもらう。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関する事等）】

- 特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- 家内労働者に機械のようなものは提供していないが治具は提供している。
- 治具は、角を丸くしたりしてケガをしないような形状にしたものである。
- 手袋、マスクなどは提供していない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- 今は品質上で「このような不良が出たので気をつけて下さい」とこちらから伝えることはある。
- 家内労働者ごとの品質情報もパソコンで管理して残しているの、不良の多い人は「ここを注意してね」ということを伝えるようにしている。
- 安全衛生面ではそこまで徹底して管理はしていない。
- 家内労働者の研修については、最初に工場に来ていただいて作業を教える。最初に1回、1～2時間の研修をしてもらう。
- 研修のポイントは品質で、安全衛生面まではできていない。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 委託者への発注者は、当社が家内労働者を使っていることは知っている。
- 委託者への発注者から家内労働者に直接、品質や安全衛生面で指導することはない。
- 家内労働者は、委託者への発注者が自宅に来るといのはすごく抵抗があり委縮してしまうため、極力、当社の担当者が指導するようにしている。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 特になし。

【その他】

- 特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

- 最も効果的な安全衛生の施策は、やはりチェックシートだと思う。
- 徐々に安全への意識が下がってくるので注意喚起するためには年に2回実施するのがいい。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

- 安全衛生について、今のやり方では十分ではないが、ある程度はやれることはやっていると思う。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 今後、安全衛生面でぜひこうしたいということについては、もし新たな作業で危険なものが出てくれば、そこはやっていくべきだと思う。
- もしケガなどがあれば、品質情報と同じで「こんなケガがあったので」と紙に書いて配ったほうがより効果的だと思う。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- 家内労働者の担当者は、毎日家内労働者宅に行っている。何人かで回っている。
- 例えば家内労働者のほうで、重大な不良などを見つけてくれた場合、それがお客様のほうにいかなくてすんだ、防ぐことができたということであれば、表彰制度はやっている。金一封が出る。金額はその重要度によって違う。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

- 家内労働者の担当者が毎日訪問し、コミュニケーションをとっていること。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 家内労働者に指導しにくいというのは、子育て等で時間がないというのはあるかもしれない。
- 最初の教育は必要だが、それを維持するためのチェックフォローは年に2回のフォローでできると思う。

7 家内労働法の理解度

(1) 家内労働法の安全衛生措置等の規則の理解状況

- 家内労働法というのは知っている。
- 細かいところまではわからないが、「委託者は家内労働者に対して安全衛生措置をとらないといけない」ということは、知っている。
- 労働基準監督署から調査が入るし、「家内労働法のしおり」も知っている。
- 労働基準監督署から指導されるような安全衛生措置を、家内労働者に説明することはない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

(1) セミナー・個別相談・WEBサイトにて情報提供を希望する事柄

- セミナーやWEBサイトについて、一番に希望する情報としては、より実践的、現実的なもの。つまり、委託者の声や家内労働者の声など、その生の声というのは説得力がある。実際に委託者の悩みなどを聞いてみたいと思う。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 特になし。

【参考資料】

写真 1 :

取扱い製品（ワイヤーハーネス）



写真 2 :

取扱い製品（コネクタと電線）

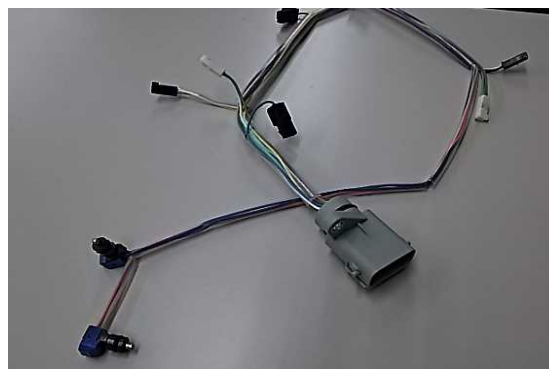


写真 3 :

家内労働者作業環境チェックシート

[illegible]

【ヒアリング対象 基本情報】

電子部品・デバイス製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 19 日 (月)
	都 道 府 県	奈良県
	業 種 名	電子部品・デバイス製造業
	主 な 事 業 内 容	車のドライブレコーダーの配線等
	従 業 員 数	1 人
	家 内 労 働 者 数	4 人
	家内労働者属性	家内労働者の類型としては、内職が 3 人、専業が 1 人。 内職の 3 人は全員女性で 40～50 代。 専業の 1 人は、70 代の男性で奥様が補助者。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 家内労働者に委託している仕事内容は、電線の加工が主。
- 車のドライブレコーダーの配線作業。
- 家内労働者に提供しているのは、器具の中に電線を押さえるためのピンセットと資材だけ。

(2) 委託量の増減傾向等

- ここ 5 年、10 年を振り返って家内労働者への発注量は減っている。
- 理由としては、委託者への発注者が海外へ発注し、当社への発注量が減っているため。
- ただし、今後も当店としては、家内労働者に発注していこうと考えている。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 委託している作業の中で危険性が考えられるのは、資材が段ボール箱に 500 個入っており、女性には少し重たいため、腰を痛める可能性も否定できない。
- 細かい仕事なので肩が凝ると言う人もいる。
- 作業によっては、ピンセットで電線をリム（配線を止める円環部分）に押しこむ工程があり、何度も押しこむことにより、肩こりを誘発する。
- 部品を押す際に、爪でする人もおり、爪だと部品が割れたりすることがある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 「今回の仕事は押すところがたくさんあったので肩が凝ったわ」という話を聞く程度で、大きなケガなどはない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

●災害や事故に対して連絡して下さいというきまりのようなものはない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●器具は、先が薄く平らになっている折り紙用のピンセットを支給している。（写真1・2参照）

●折り紙用のピンセットのほうが、配線をリムの中に押しこみやすく、手や肩への負担が軽減される。

●その他に手袋、容器などは支給していない。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●家内労働者へ指導していることは、腰を痛めないように「腰に気をつけて下さいね」と、くりかえし声をかけるようにしている。

●家内労働者宅へは4～5日に1回程度訪問し、日常的な会話をすることで、コミュニケーションを深めている。

●作業手順書は家内労働者に配布することはないが、見せたり貸し出しすることはある。

●手順書の内容は作業の手順書だけで、安全衛生面まではフォローできていない。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●健康診断などは、自分自身でやってもらっている。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●先が薄く平らになっている折り紙用のピンセットの使用に関しては、一般的なピンセットでは配線をしっかり押し込みにくいため、委託者への発注者から、折り紙用のピンセットを紹介され、「これを家内労働者に使わせるように」と推奨された。

●その推奨を受け、当方で必要な量を購入して、家内労働者に提供している。

●委託者への発注者は当社が家内労働者を使っているということは知っている。

●委託者への発注者が直接、家内労働者に指示をするということはない。当社を通して指示をする。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●特になし。

【その他】

●特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●家内労働者の安全衛生面で一番役に立っている施策は、折り紙用のピンセットの活用と口頭で「重たいから気をつけるように」と言うこと。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●今の安全衛生措置で十分だと思っている。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●今後予定している施策は、今のところない。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●家内労働者宅へは4～5日に1回程度訪問し、コミュニケーションをとっている。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

●(1)と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●特になし。

7 家内労働法の理解度

●家内労働法については、聞いたことがあるという程度。

●家内労働のしおりというの知らない。

●労働基準監督署は年に1回くらいは来る。アンケートの依頼が今年あった。

●アンケートは、家内労働者が書いて労働基準監督署に送る。私は中を見ていないし関与もしていない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●セミナーやサイトで情報提供してほしいのは、安全面では、「とにかく重い物を運ばないように」ということを啓蒙してほしい。

9 委託者への発注者、行政への要望

●特になし。

【参考資料】

写真1：折り紙用ピンセット

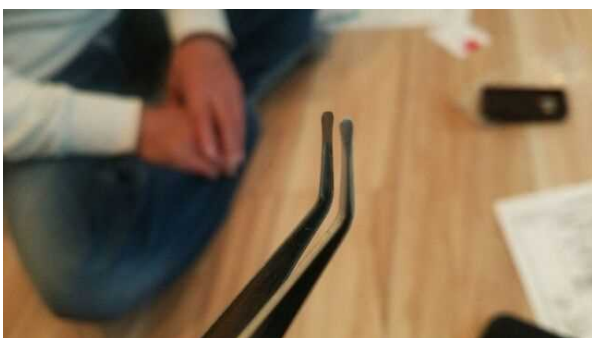


写真2：折り紙用ピンセットにより、配線をリムに埋め込む作業



7. 電気機械器具製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

電気機械器具製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 22 日 (木)
	都 道 府 県	東京都
	業 種 名	電気機械器具製造業
	主 な 事 業 内 容	プラグ付き電源コード等の製造
	従 業 員 数	65 人 (社員 53 人、パート 12 人)
	家 内 労 働 者 数	20 人
	家内労働者属性	性別は 8 割以上が女性で、男性は 6 人程。 年齢層は 30～70 代。ほとんどが家庭の主婦と、定年を過ぎて自宅にいる人。主婦は内職で、男性は専業。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容 (使用資材・器具等を含む)

- 委託している作業は、電源コードの結束。
- 電源コードは長いので、出荷時に例えば 15 cm くらいの寸法に巻いてバンドで留めるという作業。
- 15 cm に巻くのでそれを巻く板 (治具) を渡す。
- 板は横 6 cm ほど、長さはその巻く寸法のサイズ (15 cm 等) になっている。厚さが 5 mm くらいのベニヤ板。
- その板にコードを巻いてからその板を抜いて、コードをバンドで留めるという作業。
- 提供しているのは資材の電源コードと結束するビニールタイや結束バンド。
- ビニールタイというのは細いビニールに鉄芯が入っているひも。

(2) 委託量の増減傾向等

- 家内労働者に委託する発注量は減っている。
- 仕事はあるが、内職をする人が少なくなっている。
- 高齢化と、内職という仕事自体をする人が減少している。
- 社内で機械化するようにはしているが、今後も家内労働者には仕事を出していこうと思っている。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- ビニールタイをねじる際に、指が擦れる危険性がある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 指が痛くなったという話は情報として上がってくることがある。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 連絡するという決まりごとはないが、家内労働者宅へは家内労働者の担当者が毎日集配に行くため情報を収集する体制は整っている。
- 家内労働者担当は2人で、半日程で回ることができる。
- 10軒程を2人で分けて回る。電源コードは種類があるので機種ごとに分担を分けて回っている。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

- 特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- バンドを巻く際、指が痛くなるという意見を受けて当社では、指に絆創膏のテープを巻いて仕事をするを奨励している。テープは当社から提供している。（写真1・2参照）
- 指が痛い場合には、その部分に巻くようにこちらから指示している。
- また、指のどのあたりが特に痛むか、よくわかるので、その部分に事前に巻いてから作業するように指示することもある。
- 痛みの対策として、当初は手袋の着用も検討していたが、作業効率が落ちるので、色々試した結果、今使っている綿のテープを使用することとなった。
- 今後は、更にもっと作業性のいいテープを検証していきたい。
- また、じゅうたんや畳の上で作業をすると多少汚れることもあるので敷物を用意している。
- ビニールのシートが良いという人はビニールシート。クッションが入っているようなシートが良いという人にはそのシートを渡している。
- 家庭環境によって違う種類のシートを用意している。
- シートを敷くことで、そのエリアが作業する空間であることを、家内労働者に認識させられる。
- それにより、その空間によけいなものを置くことなく、広々と使えるようだ。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- テープを巻くことについては、口頭でテープを巻くように推奨している。
- テープについては、どの寸法でどのような巻き方をするかという指導書を出している。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 委託者への発注者は、当社が家内労働者を使っているということは知っている。
- 委託者への発注者から家内労働者に対しての指導はない。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 高齢の家内労働者に対しては、家内労働者が要望する分だけの仕事しか出さないことで、無理をさせないようにしている。

- 品質面の懸念からではあるが、小さい子どもがいる家内労働者には仕事を出さないよう徹底している。

【その他】

- 特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

- 安全衛生で一番効果があるのは、絆創膏のテープを巻くことである。
- 指が擦れたり痛くなったりすることを防ぐことができる。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

- 安全衛生については、家内労働者には徹底して、器具や刃物を使うといった危険な作業を出さないようにしている。
- 例えばカッターを使う作業などは、たくさんあるが家内労働者には出さず社内で対応する。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- 家内労働者の担当者が毎日集配に行くことで、伝えるべき事項は伝わっていると思う。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

- (1)と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 特になし。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働法については、ほとんど知らない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- 家内労働法に関するセミナー・WEBサイト等についての要望は今のところない。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 特になし。

【参考資料】

写真 1 :

こすれ・痛み防止用テープ 着用例



写真 2 :

こすれ・痛み防止用テープ



【ヒアリング対象 基本情報】

電気機械器具製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 22 日 (木)
	都 道 府 県	神奈川県
	業 種 名	電気機械器具製造業
	主 な 事 業 内 容	電気部品製造
	従 業 員 数	5 人
	家 内 労 働 者 数	約 30 人 (ベトナム人)
	家内労働者属性	年齢は 30 代、外国人が多い。 全員女性で内職になる。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- プラスチックの部品に金具をはめ込む作業やドライバーで部品にネジを締め込む作業など。
- 提供しているのは資材と治具、手袋、ドライバー。

(2) 委託量の増減傾向等

- 家内労働者に出す仕事量は減少している。原因は景気の問題。
- 内製化や生産拠点の海外シフトということではない。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 細かい作業などもあるため、肩こりや目の疲れなどの症状が発生する可能性はある。
- ドライバーなどを使用するにあたり、誤ってケガをする危険性もある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 災害や事故などは聞いたことがない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 事故やケガなどの連絡体制は、特にはない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5S の徹底、作業空間確保等）】

- 家内労働者の作業環境については、最初は家内労働者宅に訪問し指導している。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●家内労働者から、この部品の作業は手が痛くなるという意見が出たことがあり、治具を工夫して作成し対応している。

●例えば、部品の上からアジャスター（治具）をかぶせ、そのアジャスターの穴にネジを入れていくと、そのまま、部品の穴にネジが入れやすくなるという治具もある。（写真1参照）

●部品のままだとネジが入れづらく結果として手が痛くなるため、その予防策としてアジャスターのような治具を作った。

●また、家内労働者には指先にゴムが付いている手袋を支給している。人がさわることによるサビ防止のためであるが、同時に家内労働者の作業において、作業効率が向上し、指の疲れなどを軽減する効果もある。（写真2参照）

●指先にゴムが付いている手袋は、指先の内側にだけゴムが付いており、外側には付いていないことで、指が動きやすくなっている。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●指導するのは無理・無駄のない作業の仕方、家内労働者の作業が失敗なくスムーズにいくように指導している。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●委託者への発注者は当社が家内労働者を使っているということは知っている。

●品質面での問題発生時だけは、委託者への発注者が家内労働者に指導することはある。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●特になし。

【その他】

●ネジなどの重い資材の場合は、家内労働者の持ち運びの負担も考慮して、内容量を少なくすることはある。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●指先にゴムが付いている手袋の支給。作業効率が向上し、家内労働者の作業負担軽減に貢献している。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●指先にゴムが付いている手袋の支給とアジャスターの治具で十分だと考えている。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●大きな危険のある作業に関して家内労働者に依頼する予定はないので、今のところ、指先にゴムが付いている手袋の支給とアジャスターの治具以上のことをする計画はない。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●特になし。

（２）（１）のうち最も効果的だった周知方法

●特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●家内労働者は外国人（ベトナム人）ばかりなので、言葉が通じないこともあって、コミュニケーションが取りにくいということがある。

7 家内労働法の理解度

●家内労働法については知らない。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●特になし。

9 委託者への発注者、行政への要望

●委託者への発注者・委託者・家内労働者を総括的に指導するような形にもって行ってほしい。

●要するに委託者への発注者の品質、安全面での認識がしっかりしてはじめて、委託者・家内労働者も品質、安全面での対応を行う余裕が出てくる。

【参考資料】

写真１：

アジャスター（治具）



写真２：

指先にゴムが付いている手袋



8. 機械器具等製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

機械器具等製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 7 日 (水)
	都 道 府 県	神奈川県
	業 種 名	機械器具等製造業
	主 な 事 業 内 容	家庭用給湯機の減圧弁、安全弁などの作製
	従 業 員 数	135 人 (社員 75 人、パート 60 人)
	家 内 労 働 者 数	2 人
	家内労働者属性	50 代、60 代の女性。 60 代の人は一人暮らしで専業。 50 代の人は副業。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容 (使用資材・器具等を含む)

- 作業は 2 つ、ひとつは、現場の流れ作業の中には適さないような、細かい部品の組み合わせ。
- 組み合わせといってもちょっとした治具や、手でできるような組み付け。
- もうひとつは、製品に付ける取扱説明書を折ってビニールに入れて、タグをつける作業。
- 当社からは、資材と治具を提供している。(写真 1 参照)

(2) 委託量の増減傾向等

- 今後発注量は減らす動きになっている。
- 委託者への発注者が、工程監査等にきた時は、この部品はどこで作り込んでいるかを聞かれる。そこで内職に出しているというのは響きが良くない。
- 委託者への発注者からすると品質的に心配ということになる。しっかりと管理された環境で均質のものをということになっている。コスト面では家内労働者に出したほうがいいが、そういう要望もあるので徐々に切り換えている。そうせざるを得ない。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 危険性をあげるとすれば、腰が痛くなるとか疲れるというのはあるかもしれない。でも長時間続けてやると何事もそういう要素はあると思うので、なんとも言えない。
- 治具を使うとしても、ケガするようなものはない。例えば治具で押し込むようなものがあっても、ちょっと指をぶつけるとか、指を押さえるとかその程度。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 家内労働者に出している作業でケガをするようなことはない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 特になし。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

- 家内労働者の作業環境については、家庭訪問してどういう環境かどうかを確かめることまではしていないが、品質面において、繊維や髪の毛が付着していると不具合の原因となるため、そこは気をつけるようにと言っている。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

- 特になし。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

- 治具を使う時に注意することは、口頭ではなく、写真入りの作業標準書があるのでそれを提供する。主に品質管理のためのものだが、治具の正しい使い方もそこに書いてある。（写真2参照）
- 治具を正しく使うということは、安全性を高めるということになる。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

- 家内労働者に帽子をかぶるようには言っていない。かぶっているかどうかを確認できない上に、家での作業でそこまでしてもらうのは、ということもある。
- 家内労働者には基本は口を出さない。口を出しないと管理できないようなものは逆に外に出すことはない。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

- 家内労働者の健康診断等を行っていない。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

- 特になし。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

- 時間でお金を払っているわけではないので、納期に対しては余裕を持たせている。
- 例えば今日の夕方渡したものを「明日の朝までにね」というと、時間拘束になってしまい、時間でお金を払うべき仕事となるため、現状は1週間先、2週間先というリードタイムで設定し、根を詰めて作業をしてもらうことがないようにしている。

【その他】

- 特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

- 治具の正しい使い方に関しては、口頭ではなく、書面（写真入りの作業標準書）を提供することで、伝わりやすく間違いがないため、品質管理と安全性の確保につながっている。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

- 十分かどうかはわからないが、基本的には手でできるような組み付けと、取扱説明書を折って、ビニールに入れてタグをつけるだけの作業なので、これ以上安全衛生の部分で指導するようなことはないと思う。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

- 会社として家内労働者への発注量は減らす方針のため、今後予定している施策はない。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

- 特になし。

(2) (1) のうち最も効果的だった周知方法

- 特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

- 特になし。

7 家内労働法の理解度

- 家内労働法については、あるということは知っているが、内容について資料を見ることはない。
- 昔は年に1回くらい、冊子とまではいかないが、行政からの労働法関連の文書が来ていたことはあったが、最近は来ていないような気がする。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

- ちょっとした疲れを取れるようなストレッチとか、健康話題等がいいと思う。
- 肩が重い時にほぐす方法や、手軽なストレッチなどは家内労働者に関係なく喜ばれるかもしれない。

9 委託者への発注者、行政への要望

- 当社からの要望は特にない。

【参考資料】

写真 1 :

家内労働者に提供している治具



写真 2 :

作業標準書(個人名記載部分は個人情報のため加工)

作業標準		品名	RU2053/2062 戸別給水用減圧弁	工程名	外観確認作業標準	整理No.	AS - K17 - 52
1	調整済ラベル(青) 調整済ラベル	1. 給付ラベル 状態確認 ワークの一次側を半回に向けて調整済ラベルの文字が正対する向きで貼付されていることを目標確認する ※ラベル貼付方法、確認については作業標準書AS-K17-52を参照のこと。	※適用型式 RU2053系 RU2062系	5		5. 3ヶ所目確認 ワークを横から見てスローラするのと弁蓋の間に隙間の無いことを目標にて確認する	3ヶ所目確認は必ず3ヶ所を貼付して不適合品廃に廃棄する
2	自動検査合格マーク(青丸)	2. 自動検査合格マーク 確認 ワークに自動検査合格マーク(青丸)が貼付されていることを目標にて確認する ※自動検査合格マーク(青丸)が半円以上見えること、且つ青インクが漏れ出ること	自動検査合格マーク(青丸)が半円以上見えない、又は青インクが漏れ出ない場合は速やかに作業を中止してブラスキーパーに連絡すること	6	3ヶ所目	6. プラゲ取付状態確認 3ヶ所目確認が完了している事を確認 両手で握る方向(反対側回り)に軽く回す	3ヶ所目確認は必ず3ヶ所を貼付して不適合品廃に廃棄する 3ヶ所目確認でも検査合格する可能性があるため
3	止り止めピン 取付確認マーク	3. 止り止めピン 取付状態確認 止り止めピンが取付されており、反対側からどの方向から弁蓋が飛び出していることを目標にて確認する (必ず向きを正確に確認されていること)	止り止めピンが取付されていない、又は弁蓋から飛び出している場合は速やかに作業を中止してブラスキーパーに連絡すること	7	ねじ部確認	7. ねじ部確認 ワークの一次側、二次側のねじ部にねじ、打痕の無いことを目標にて確認する ※ねじがねじの場合、確認にもねじ、打痕が無いことを目標にて確認する	ねじや打痕がある場合は必ず3ヶ所を貼付して不良内容を記入してから不適合品廃に廃棄する
4	ロット貼 (印刷確認)	4. 減圧弁 ロット貼確認 減圧弁のセット、及びスローラ部に印刷されているロット貼(印刷)の文字が判読出来ることを目標にて確認する ※ロット貼の印刷については作業標準書AS-K17-52を参照のこと	印刷されているロット貼(印刷)が判読出来ない場合は必ず3ヶ所を貼付し、不良内容を記入してから不適合品廃に廃棄する	8	逆止付	8. 逆止付確認(なしの場合は適用しない) 逆止付のねじに管端が入っていることを目標確認する ※逆止付状態: 逆止付がねじ部から±2mm (目標のため目安です) 逆止付付き: 二次側ねじ内部部に逆止付がついていること 逆止付のねじが漏れ入っていること (止め輪が動くことを確認)	逆止付、逆止付のねじがない、又は逆止付状態が異常であった場合は必ず3ヶ所を貼付し不適合品廃に廃棄する

サイクルエンド 使用する作業標準書に照らす
※休憩等で離席する場合は、この作業まで終わらせてから離席すること

【注意事項】
作業標準書通りに作業を進められない場合は生産責任者、又はブラスキーパーに連絡の事！
※作業標準書は必ず作業を中止して生産責任者、又はブラスキーパーに連絡の事！
※作業標準書の平直し、修正は計測課で終了後に完了する

※画像は社内で使用している作業標準書。家内労働者には社内の作業標準書から一部抜粋したものを配布している。

【ヒアリング対象 基本情報】

機械器具等製造業 2		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 3 月 22 日 (木)
	都 道 府 県	東京都
	業 種 名	機械器具等製造業
	主 な 事 業 内 容	金属プレス加工業
	従 業 員 数	1 人
	家 内 労 働 者 数	1 人
	家内労働者属性	男性、50 代、副業。

【ヒアリング調査内容】

1 プロフィールについて

(1) 製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 作業内容はプレス加工。
- 機械は当社からの提供ではなく、家内労働者の機械。
- 資材は当社から提供。
- 作業内容・対応機種によっては、当社に来て場内内職のような形で作業する場合もある。

(2) 委託量の増減傾向等

- 景気が悪く、製品があまり売れていないため、家内労働者に出す仕事は減少している。

(3) 家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- プレス機で、指を挟むこと。
- また、機械のベルトに髪の毛、衣服が巻き込まれる危険性もある。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

(1) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 家内労働者が過去にケガをしたということはある。指を 1 本切断もしくは、つぶしてしまうようなケガ。
- この仕事はケガをする人と全然しない人とで、2 極化している。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

- 特に相談体制を構築しているわけではない。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

（１）家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●昔の機械は1回始動すると1回転するまで止まらない。始動するタイミングが悪いと急に止まらないためケガをする可能性がある。

●今は危険だから使用禁止の機械になっている。

●当社は機械を新しいものに入れ替えることで、手が入るとすぐ止まるなど、安全性が向上したため、家内労働者にも新しい機械の話はするが、機械の入れ替えにはいたっていない。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●家内労働者にはサンダルで仕事をしている人もおり、足の上に材料を落とした場合大ケガになる可能性があるため、安全靴で作業するように伝えている。（写真1参照）

●安全靴は甲の中に鉄板が入っており、足の上に材料を落としても足先を守るような靴。

●当社から提供するのではなく、家内労働者自身での購入を促している。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●家内労働者自身の機械のため、ある程度慣れていると思われるが、古い機械を使っているため、手を挟むことや、機械への巻き込まれに対して、十分に注意するように、会うたびにくりかえし口頭で注意を促している。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●労災保険の特別加入は本人が自分で加入している。

●当社から推奨ではなく、もともと家内労働者自身で加入していた。

●この家内労働者はもともと、土建のほうで仕事をしていたため、建築関係の特別加入を続けていると思う。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●委託者への発注者は当社が家内労働者を使っているということは知っている。

●委託者への発注者から家内労働者に直接指導するということはない。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●特になし。

【その他】

●特になし。

（２）（１）のうち最も効果的だった施策

●家内労働者には、会うたびに機械によるケガや事故に対する注意喚起をしている。

●口頭でくりかえし注意を促すしかない。

（３）現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●当社では、機械を新しいものと入れ替えたことにより安全性が向上した。家内労働者は慣れているとはいえ、安全性が高いとはいえない機械を使用しているので、継続して機械の入れ替えを促していくことが大事だと思われる。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった周知方法

●特になし。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●仕事の量が減少してきているため、訪問しコミュニケーションする時間が少なくなっている。

7 家内労働法の理解度

●家内労働法については多少知っているが、内容はあまり知らない。

●労働基準監督署の媒体は、当方の所属団体を通じて配布されるので、よく見ている。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●ホームページも何か特別な情報がないと見ないと思う。

●自営業者は大企業と違い教育をしっかりする体制がないため、教育ビデオを作っても、1回流して見て終わるだけになる可能性が高い。

●セミナーやサイト等があれば、家内労働者に対してできるだけ見るようにすすめたいと思う。

9 委託者への発注者、行政への要望

●行政への要望は、あまり杓子定規にするのはよくないと言いたい。

●家の中で仕事をする人は1個作っていくらという仕事のため、時間をあまり気にしない。

●それを週何時間労働などにあてはめると、無理が生じる可能性がある。

●安全第一というのはみんな頭にはある。でも安全第一と言いながらそれを実践しているかという
と、効率優先で安全がおろそかになることもある。今後は安全と効率のバランスが重要だと思う。

【参考資料】

写真1:

甲の中に鉄板が入っている安全靴



9. 窯業・土石製品製造業

【ヒアリング対象 基本情報】

窯業・土石製品製造業 1		
委 託 者	調 査 日	平成 30 年 01 月 13 日（土）
	都 道 府 県	岐阜県
	業 種 名	窯業・土石製品製造業
	主 な 事 業 内 容	陶磁器への上絵付け作業
	従 業 員 数	25 人（パート含む）
	家 内 労 働 者 数	家内労働者は 5 人
	家内労働者属性	ほぼ女性で平均年齢は 60 代半ば。 5 軒回っても 1 時間半くらいで回れる範囲。

【ヒアリング調査内容】 ■労働衛生コンサルタントの発言、●委託者の発言

1 プロフィールについて

（１）製造・加工を委託している製品・部品名や作業内容（使用資材・器具等を含む）

- 家内労働者には、印刷された絵柄を陶器に貼る作業をお願いしている。
- パイプヒーター（絵柄を台紙からはがすために、ぬるま湯を使用するため必要）・板・刷毛は支給。（写真 1 参照）
- パイプヒーター用の水を入れる桶は自前で用意してもらっている。

（２）委託量の増減傾向等

- 5 人の家内労働者の数はほぼ横ばい。15 年～20 年前は 15 人いた。
- 今後も家内労働者に仕事を発注したいが、家内労働者はほぼ女性で平均年齢は 60 代半ばで高齢でもあり、引退して減っているため、なり手がいなくなっている。

（３）家内労働者からの相談等

- 特になし。

2 業務の危険有害性について

- 絵柄を曲面に貼る場合、絵柄を延ばしたりするためにお湯を使うため、水を温めるパイプヒーターを使うが、その扱いによっては火事になる可能性あり。

3 災害・事故やヒヤリハットの発生状況及び連絡体制

（１）家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの発生状況

- 別の委託者が発注している家内労働者の話ではあるが、パイプヒーターに関して、スイッチを入れたまま消し忘れてしまい、そのまま水が蒸発して、下の桶が鉄製ののであれば大丈夫だったが、プラスチックの桶の場合には火事になったという事例が何回かあった。
- 当社に関しては、家内労働者からパイプヒーターに関する不具合の報告はない。

(2) 家内労働者に起きた災害・事故やヒヤリハットの報告・連絡・相談体制の整備状況

●定期的な監査はしていないが、機械が壊れた時に修理に行くので、その都度見ている。

●訪問のタイミングは特に決めていないが、ほぼ毎日、少なくとも1日おきには訪問し、作業場を見て安全にしているかどうかを確認している。

●毎日、地道に接触していくことが大事。

4 安全衛生確保のあり方（施策内容）及びその導入の経緯等

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた指導・援助の実施状況

【作業環境・設備的施策（換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等）】

●特になし。

【工学的施策（機械・器具の仕様等に関すること等）】

●家内労働者には、火事になった事例を踏まえつつ、必ず離れる時にはスイッチを切ってもらうようにまず話す。これを使う場合は、とにかく席を離れる時は元のプラグから抜くようにと、伝えている。

【備品等による施策（マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等）】

●安全（火事を防ぐ）のため、家内労働者の方で用意する水を入れる桶については鉄製にしてもらうよう伝えている。

【管理的施策（口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等）】

●高齢で年上の方ばかりなので、安全面には気を使っていると思われるため、こちらから多くは指導していない。

●訪問（ほぼ毎日、少なくとも1日おき）するたびに器具の安全性については伝えている。

【心身面における施策（健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等）】

●特になし。

【委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策】

●家内労働者に無理をさせないように、納期が厳しい時には発注元に交渉し、また最初から家内労働者のキャパシティを伝えておき、1割、2割くらいの無理はするが、それ以上の無理はできませんと言っている。断らないと慣れ合い的になる。

●発注元から家内労働者の安全面で具体的な指導はないが、家内労働者の人数、作業レベルについては把握していると思う。

【家内労働者の特性を考慮した施策（高年齢、小さな子どものいる家族構成等）】

●納期的には余裕を持った納期で設定。ひと月程で家内労働者の能力がわかるため、8割、7割程度の仕事量を持っていく。人によって得手不得手や早い遅いがかなりある。

【その他】

●特になし。

(2) (1)のうち最も効果的だった施策

●こちらから仕事量を8割、7割程度にセーブすることで、無理せず長く続けてもらっている。

(3) 現状実施されている安全衛生措置について十分かどうか

●特に新しいことをする予定はない。

(4) 今後、指導・援助・実施を予定している施策

●特になし。

5 安全衛生確保のあり方（周知徹底の仕方）

(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けた周知の実施状況

●かつては、家内労働者のモチベーション向上のため、バス旅行等をしていた。

(2) (1) のうち最も効果的だった周知方法

●(1) と同じ。

6 安全衛生確保への関与ができていない理由

●年上でベテランの方ばかりなので、安全衛生についてこちらから指導できていないこともある。

7 家内労働法の理解度

●特になし。

8 セミナー・個別相談・WEBサイトへの要望

●特になし。

9 委託者への発注者、行政への要望

●障害者の方を使う事業所というのがあるが、この業界にも制度化して障害者の方を家内労働者として、採用できればと思う。

■労働者（家内労働者ではない）の賃金は、全体の平均があってその中で陶磁器業界の中の労働者の賃金は県最低より高いですか？ 県全体より、高いですか？一般の労働者に対して、県最低賃金の他にそれぞれの地域で上乘せすることがあるが、陶磁器業界がどうかは知らない。

【参考資料】

写真1：

パイプヒーター



Ⅲ ヒアリング票

【危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した対応の好事例に関する調査】ヒアリング票

テーマ	質問項目
1 プロフィール (10分)	(1) 貴事業所の規模をお聞かせ下さい。 1) 従業員数 (※ パート・アルバイト含む 人) (2) 貴事業所が委託している家内労働者数等をお聞かせ下さい。 1) 委託している家内労働者数・類型 ・ 補助者も含む家内労働者数 (人) ・ 専業、内職、副業 (3) 貴事業所が製造・加工を家内労働者に委託している作業内容等をお聞かせ下さい。 製品・部品名／作業内容→以降【A】と表記 (4) 【A】の製造・加工を行うために家内労働者が使用している機械・器具・資材 1) 貴事業所から提供している機械・器具・資材をお聞かせください。 2) 家内労働者が自前で所有・使用している機械・器具・資材をお聞かせください。 (5) 【A】の製造・加工について、家内労働者への発注の状況をお聞かせ下さい。 1) 発注量の増減傾向 (過去3年間程度)、その理由・背景 2) 家内労働者への今後の発注意向、その理由 3) 海外発注や内製化の可能性の有無
2 業務の 危険有害性 について (10分)	(1) 【A】の製造・加工作業は危険有害性を伴うと思いますか。 1) 危険有害性の認識 2) 危険有害性が特に高い工程、作業内容 3) 想定される災害・事故
3 災害・事故の 発生状況 (家 内労働者にお けるもの) 及 び連絡体制 (10分)	(1) 【A】の製造・加工作業で、災害や事故／ヒヤリハット (家内労働者におけるもの) が発生したことがありますか。具体的にお聞かせ下さい。 (2) 災害や事故／ヒヤリハット (家内労働者におけるもの) が発生したことをどのようにして知りましたか。 1) 災害や事故／ヒヤリハットの発生を知った経緯 2) 災害や事故／ヒヤリハット発生時の報告・連絡・相談体制の整備状況 3) 災害や事故／ヒヤリハットについて委託者への発注者への報告の有無
4 安全衛生確保 のありかた (施策の内容) (30分)	(1) 【A】の製造・加工作業について、家内労働者の安全衛生確保に向けて、指導・援助・実施された施策をお聞かせ下さい。 1) 作業環境・設備的施策 (換気・排気、広さ・照度、5Sの徹底、作業空間確保等) 2) 工学的施策 (機械・器具の仕様等に関すること等) 3) 備品等による施策 (マスク・手袋、容器の工夫、治具の利用等) ・ 危険有害業務に有効な仕様のものを使っていますか。 ・ 危険有害業務に有効な使用・着用在されていますか。 4) 管理的施策 (口頭注意、文書・マニュアルの配布、研修・講習等) 5) 心身面における施策 (健康診断、労災保険の特別加入、悩み相談等) 6) 委託者への発注者も含めた協働体制・情報共有施策 ・ 家内労働者へ作業を委託していることの委託者への発注者の認知状況 ・ 家内労働者の作業の危険有害性についての認識ズレ等の是正策 ・ 委託者への発注者から、委託者への安全衛生確保の指導が 家内労働者の作業に反映されるような工夫の有無、その内容 7) 家内労働者の特性を考慮した施策 (高年齢、小さな子どものいる家族構成等) 8) その他 (具体的に) (2) 1) ～8) のうち、最も効果的だった施策は何ですか。 (3) 現状実施されている安全衛生措置は十分だと思われますか。 (4) 今後、家内労働者の安全衛生確保において、指導・援助・実施を予定している施策をお聞かせ下さい。

【危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した対応の好事例に関する調査】ヒアリング票

テーマ	質問項目
5 安全衛生確保のありかた (周知徹底の仕方) (5分)	(1) 4であげた施策を、家内労働者に周知徹底するために現在、努力・工夫していることをお聞かせ下さい。 (例) ・家内労働者の要望にはできるだけ早く対応 ・成果に応じて委託量・報酬アップ、指名制度等 ・大量委託、短納期委託時の報酬アップ ・家内労働法で定められた安全衛生措置についての説明等 ・行政や監督機関との情報交換・相談を密にする ・機械、器具メーカーとの情報交換・相談を密にする ・表彰、報奨制度 ・管理責任部門、責任者の設置 等
	(2) 最も効果的な周知徹底方法は何でしたか。
6 安全衛生確保への関与ができていない理由 (5分)	(1) 【A】の製造・加工作業について、家内労働者の安全衛生確保に向けて指導・援助を行っていない理由、または行うために障害となっていることは何ですか。 (例) ・地理的制約 →家内労働者が遠隔地に居住している等 ・時間的制約 →家内労働者が子育て等で多忙で、指導する時間がとれない等 ・財政的制約 →零細規模の委託者等、家内労働者に十分な支援をする予算の確保が困難等 ・建物構造的制約 →有機溶剤使用時に集合住宅では窓を開けての換気がしづらい等 →設置する機器によっては、壁に穴を開ける必要があり嫌がられる ・人間関係、気質、生活習慣的制約 →家内労働者が職人氣質、委託者より家内労働者の方が年長等 →田舎の方では家内労働者宅に訪問しての指導を嫌がられる ・知識、情動的制約 →サプライチェーン全体で、安全衛生確保への意識が低い →サプライチェーン全体で、関連法令等の知識、情報が不足 →サプライチェーン全体での情報交換、情報交流不足 ・機器の構造的制約 →安全装置が装着できない仕様等 →安全装置装着により製品の仕上がりに影響する等
7 家内労働法の理解度 (10分)	(1) 家内労働法で定められた、安全衛生措置等の規則をどの程度理解されていますか。 (2) 家内労働法の安全衛生措置等の規則について、家内労働者に説明、指導していますか。 (3) 家内労働法の理解、遵守において役に立った媒体、施策等をお聞かせください。 (4) 家内労働法の理解、遵守に向け、委託者への発注者や行政への要望をお聞かせください。
8 セミナー個別相談Webサイトへの要望 (5分)	(1) セミナー、個別相談、Webサイトにて情報提供を希望する事柄をお聞かせください。 (2) セミナー、個別相談、Webサイトの開設・開催方法等でご希望があればお聞かせください。
9 委託者への発注者、行政への要望 (5分)	(1) 家内労働者の安全衛生確保に向けて、委託者への発注者や行政への要望があればお聞かせください。

※ 時間配分(90分)は、あくまで一応の目安とする。

※ 資料(例:作業指示書)などがあれば、可能な限り写真撮影をお願いする。